

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間

制 定	平成14年1月18日	九運公福第45号
一部改正	平成16年9月27日	
一部改正	平成17年4月13日	
一部改正	平成18年9月29日	
一部改正	平成20年6月30日	
一部改正	平成24年7月31日	

道路運送法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されるのに伴い、一般乗合旅客自動車運送事業に係る許認可等について標準処理期間を下記のとおり制定する。

平成14年1月18日

九州運輸局長 谷口 克己

記

1. 事業の許可（法第4条第1項）

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月とする。

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

（1）路線の新設に関するもの

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

(2) 路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

3. 上限運賃料金の認可（法第9条第1項）

3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月とする。

4. 運送約款の認可（法第11条第1項）

1ヶ月

5. 協定の認可（法第19条第1項）

3ヶ月

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

3ヶ月

なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月とする。

7. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

3ヶ月

8. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）

3ヶ月

9. 相続の認可（法第37条第1項）

2ヶ月

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

2. 平成6年8月31日付け九運公福第34号制定の「一般乗合旅客自動車運送事業に係る免許申請及び事業計画変更認可並びに運賃料金認可申請に関する標準処理期間について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。

3. 平成14年1月31日以前に申請を受け付けた事案においては、なお、従前の例による。

附 則（平成16年9月27日 九運公福第42号 一部改正）

本処理期間は、平成16年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成17年4月13日 九運公福第7号 一部改正）

本処理期間は、平成17年5月1日以降に当局管内の運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成18年9月29日 九運公第15号 一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成20年6月30日 九運公第26号 一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成24年7月31日 九運公第23号 一部改正）

この公示は、平成24年7月31日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用する。